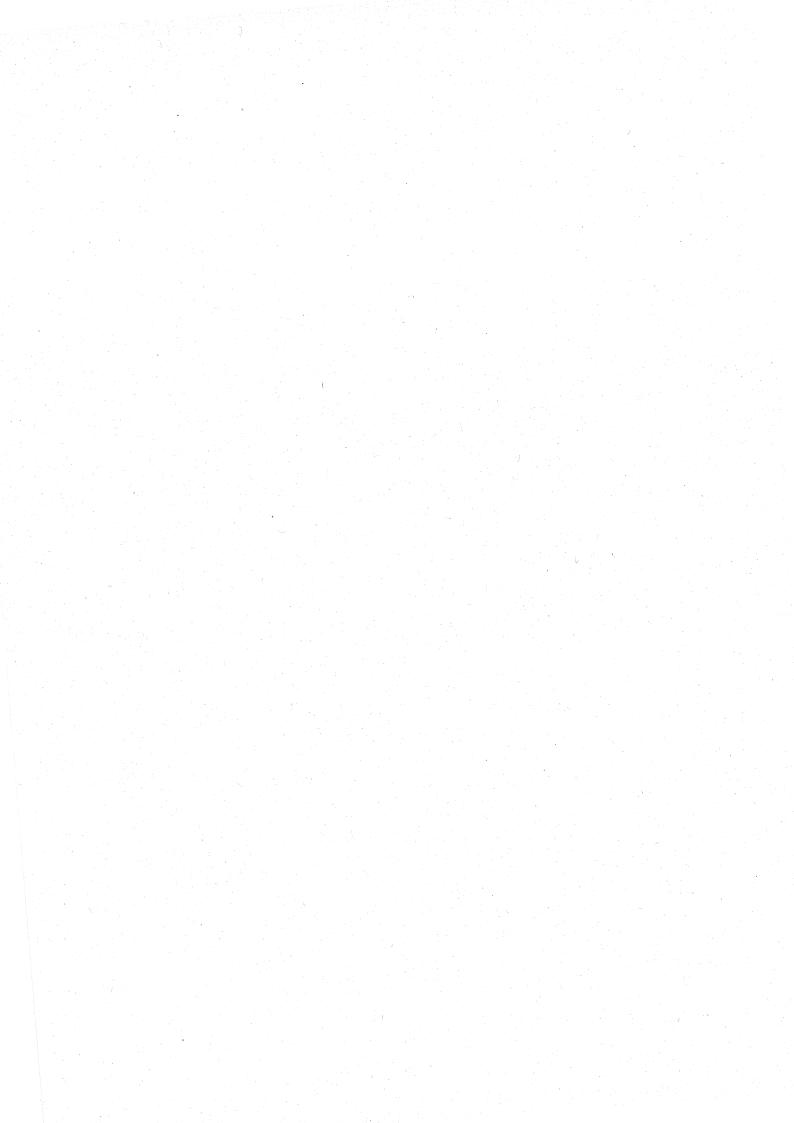
令和6年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算



議案第8号

令和6年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 - (1) 市場取扱量

ア水産物9,704 トンイ青果物60,294 トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 第1款 市場事業収益 1,081,000 千円 第1項 営業 収益 7 2 3 . 3 5 0 千円 第2項 営業外収益 3 5 7, 5 5 0 千円 第3項 特 別 利 益 1 0 0 千円 支 出 第1款 市場事業費用 1,114,000

第1款市場事業費用1,114,000 千円第1項営業費用995,514 千円第2項営業外費用7,386 千円第3項特別損失106,100 千円第4項予備費5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額237,300千円は、減債積立金9,365千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,847千円及び過年度分損益勘定留保資金188,088千円で補塡するものとする。)。

 収
 入

 第1款 資本的収入
 104,700 千円

 第1項 企 業 債
 78,000 千円

 第2項 出 資 金
 26,700 千円

第1款 資本的支出

3 4 2, 0 0 0 千円

第1項 建設改良費

276,476 千円

第2項 企業債償還金

65,524 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場整備事業	78,000	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内(ただ し、利率見(たし 力で借りつい る資金につり る資金にの見を で、利って で、 がでして がでして はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	公的資金については、その一般では、るの一般では、るの一般である。というでは、の一般では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,00千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。
 - (1) 職員給与費

167,288 千円

(他会計からの補助金)

第9条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、302,100千円である。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹